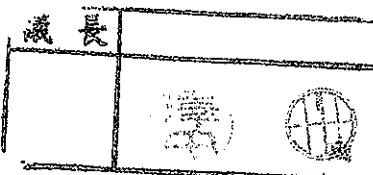


別紙様式3



会派研修報告書

令和3年8月13日報告

編 築 種 別	議 長	副議長	委員長	会派代表者		事務局長
議 員 研 修 (委員会・会派)						

回 覧

報 告 者	日本共産党会派代表 (氏名) 松田 孝枝
標 題	第6.3回自治体学校・リモート
研 修 日 時	令和3年7月17日(土) 10時~15時 松田、佐々木、坪井 18日(日) 10時~15時 佐々木 24日(土) 10時~15時 佐々木 31日(土) 10時~15時 坪井 ZOOMを利用したリモート講座・分科会方式。 従って、自宅で受講する。
	17日 松田議員 第11講座「デジタル化と地方自治のゆくえ」 佐々木議員 第7分科会「コロナ禍で考える持続可能な循環型経済と地域づくり」 坪井議員 第5分科会「水道広域化と民営化」 18日 佐々木議員 第2分科会「新型コロナで考える地域医療と公立・公的病院のゆくえ」 24日 佐々木議員 第1分科会「全世代型社会保障と介護保険」 31日 坪井議員 第9分科会「地域の公共交通を考える」
研 修 場 所	参加議員の自宅
主 催	第6.3回自治体学校実行委員会
参 加 者	松田孝枝、佐々木雅彦、坪井久行

内

容

上記のとおり管外研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

○ 研修の目的（計画・事前の資料等）

地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。

○ 研修の行程と経費

参加費 松田 ~~6,000円~~ 1,000円
坪井 9,000円
佐々木 11,000円 計 ~~26,000円~~ 27,000円

○ 研修参加者のレポート

別紙のとおり

○ 研修報告書

別紙のとおり

○ 研修先での入手資料等

研修報告書

令和3年7月31日

会派代表者 松田 孝枝 様

(研修参加者)

坪井 久行

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第63回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民・研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容	<p>【記念講演】</p> <p>(1)コロナから何を学ぶか 内山 節(哲学者)</p> <p>①はじめに コロナに向き合い、コロナ社会に向き合う中で何を学ぶか。</p> <p>②今、ドイツファシズムの形成過程を振り返る。それは、上から扇動し、下から呼応して、専門家たちがその動きに「正義」を与えていった。そうして生まれていった統制社会であった。その背景にあったのは、不安な個人が集まった社会であった。</p> <p>現代にも似通った状況がある。</p> <p>③コロナとどう向き合ったらよいのか。コロナもまた今日の生態系の一員として捉えることが大切である。コロナを単体として敵視することは異常である。</p> <p>④社会とは何か。自然と人間の<u>関係</u>、生者同士の<u>関係</u>、社会の基盤をつくった先輩たちとの<u>関係</u>が社会を生み出す。即ち、すべては関係から生まれるという『関係本質論』に立つべきである。</p> <p>関係は行動、活動と相互関係をもつことによって保証される。</p> <p>⑤コロナ下における関係の維持、創造のしかたを考える。</p> <p>一力所に集合することが難しい状況の下で、相互に支え合う新しい方法を考える。</p> <p>⑥国家と地域の関係の組み直しを視野におさめながら、国が中心ではなく、地域が中心になれる仕組みをさがしながら、地域行政と地域住民の自発的活動の連携をつくりだそう。</p> <p>(2)コロナ禍2年目 地方自治をめぐる情勢と対抗軸 岡田知弘(京都橘大学教授) I 地方自治をめぐる情勢 菅内閣の下で進行するデジタル改革を中心とした地方制度改革。</p>

- ・デジタル庁設置をはじめとする関連法案のごり押し。国家戦略特別区法に基づくスーパーシティ構想の具体化。
- ・財界サイドからの新たな地方制度改革要求と、財務省サイドからの緊縮要求。
- ・コロナ禍が多くの住民の命と健康、社会生活を脅かす中で、改めて国や地方自治体の役割、公共性が問われている。
- ・憲法と地方自治の視点から、コロナ禍の下での今後の地方自治と地域経済・社会をめぐる対抗軸、展望を述べたい。

II コロナ禍の波状的拡大と失政の連續

コロナ失政の根本的原因は、新自由主義的構造改革の累積による「公共」の後退と変質；保健所・公立病院、市町村合併、公務員削減とアウトソーシングなどにあらわれている。

安倍政権以降特有の問題として、政財界抱合体制の強まりとお友達企業の優遇、忖度政治の横行、公的データ・公文書の改ざん・廃棄による科学性・公正さの否定。

失政は地方自治体でも横行。その典型は大阪府・市。大阪府における感染者、とりわけ死亡者の累増。絶対数で東京を上回る。それは、10年近く続いた維新政治の結果、保健所・公的公立病院の統廃合が進行し、さらに、民営化推進の結果、持続化給付金の給付やワクチン接種の遅れに通じている。それでも進める開発行政の「府市一元化」；カジノ・万博、スーパーシティ構想。まさに失政の典型といえよう。

III 安倍・菅政治はどんな社会、国と地方自治体像をめざすのか。端的に言えば、デジタル庁設置をはじめとするデジタル化推進の動きが加速。

- ①トップダウン的なデジタル集権制を推進するデジタル庁。自治体、民間企業も対象に、しかも、大量の民間企業社員が兼務し、「行政の私物化」の土壌が形成された。
- ②自治体による個人情報保護を骨抜きにし、マイナンバーカードと各種カードを結合するとともに、個人情報を民間企業に「流通」させ、「市場創出」を優先する。
- ③自治体の「広域連携」を、情報基盤や書式の「標準化」「共通化」によって推進。デジタル化をテコに、地方自治体を国の従属物にする方向をめざす。

IV コロナ禍で浮かび上がった対抗軸と展望

(1)地方制度改革をめぐって憲法を基準にした新たな対立軸が鮮明になった。「自治体戦略 2040 構想」への自治体関係者からの猛反発。浜松市に代表される民間化と区地域自治組織の解体の併進。それに対して、住民の抵抗の広がりがある。

(2)新たな地域経済社会への展望

- ①必要なのは、「新しい生活様式」ではなく、「新しい政治・経

済・社会のあり方」である。「選択と集中」「インバウンド」「効率性」一本鎗では、住民の命を守ることはできない。開発アクセラレーターを踏み続ける京都市が「財政危機」を理由に福祉予算削減をしているのはその典型である。

② 足元の「地域」に視点を置き、内部循環経済をつくることが、経済社会再生の原点である。

③ 地方自治体(都道府県・市町村)の地域経済政策を変える。そのためには、中小企業・地域経済振興基本条例を活かすことが大切。

④ 安倍・菅政治を根本的に転換する必要がある。

VI 結論

① 足元から「人間性」を回復し、人々の命を重視する地域づくり・国づくりが、災害の時代&グローバル化時代だからこそ求められているし、共感の輪が広がる。

② 地方自治体は「儲ける自治体」ではなく、憲法と地方自治の精神に基づいて、一人一人の住民の福祉の向上と幸福追求権を具体化するために、特にコロナ禍という災害局面においては「公共」の役割をきちんと果たすことが基本である。

③ そのためには、住民と科学者・専門家の協力による調査・研究活動のさらなる発展が必要不可欠。特に足元の地域を知る「自治権」・「まち研」活動が重要である。

④ 何よりも「不斷に」声を上げ続けることの重要性を強調したい。

【分科会】水道広域化と民営化——広域水道に住民の声は届かない

(1) 問題提起 近藤夏樹 (コーディネーター)

水道法改正により、国民すべてに安全で安定的に命の水を届け、公衆衛生の向上を図ることを目的とした水道事業は、コンセッション方式による民営化が可能となった。「水道広域化」は住民の知らないところで計画が進行し、住民の声の届かないところで決定され、広域化後も水道事業に住民の声は届かず、民営化へのハーダルが下がる。

しかし、他方では、公共の財産である水を利益の対象とする水道事業民営化を許さない住民のネットワークは、海外の「水は人権」運動とも連携し、各地で成果をあげてきた。

この分科会は、全国で進む水道広域化の実態を知り、共に考える機会として開催する。

日本の高水準な水道は、快適な生活はもちろん、疫病を防ぐという重要な役割を果たしてきた。また、水道は、火災の際の消防水利という大切な役割を担っている。水道法は、憲法25条・生存

権の保障を具現化するために、国民すべてに安全で安定的な水の供給をめざした。そのため、莫大な費用のかかる水道の基幹設備投資（水源開発、浄水場建設、管網整備）に対して、国は補助金や金利の有利な公的な借入先を用意して水道の普及に努めてきた。

それらの施設が更新時期を迎えた今、国は、その費用を「住民負担（料金）でまかなえ」という方向へ変質していった。

水道広域化・民営化を考える

先の水道法改正は、「水道事業は危機的状況である」として広域化と官民連携を推進するとされた。「危機的状況」とは、人口減による収入減少、耐震化や大規模更新の費用、職員の減少による技術の低下などが挙げられ、「官民連携」＝コンセッション導入、広域化により、これらを解決するというのが改正理由である。

しかし、果たして広域化と民営化により解決は可能か？

① 既に委託業務、請負工事などにより多くの業務を民間企業が行っている。2000年からの職員の大量退職時には採用抑制が行われ、多くのノウハウが失われていった。中小規模事業体では、より深刻な事態である。

② さらに、コンセッション方式は、コロナウイルス感染症だけでなく大規模災害などのリスクを企業が背負うことではなく、「公」の側に残す仕組みである。

③ 国は、命の水に対して財源も保障せず、水を「商品」とする民営化を進めようとしている。

(2)特別報告 「広域化後に住民の声は届かない」

武田かおり（NPO法人AMネット事務局長）

大阪市では、大阪府の「大阪広域水道企業団」の設立直後の2013年、大阪市の水道民営化を市議会に提案したが、市民運動により2017年に廃案となった。

しかし、水道事業の民営化をあきらめない維新政治によって、水道事業の一部民営化といえる「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業」が出されてきた。

他方、大阪府水道一元化は着々と進み、「大阪広域水道企業団（一部組合）」が結成され、企業団議会がつくられた。しかし、企業団議会は機能しておらず、ほとんど質問も議論もない状況である。

そこに市民の声、地方議会、自治体首長の意見が反映されることはない。

(3)各地からの報告ダイジェスト

①香川県・丸亀市

全国発、全県広域化を行った香川県では、県内の各自治体から水道事業は消え、市議会の関与はなくなり、住民が水道事業に関わることはできなくなってしまった。その結果、広域化によって

ダム水源への依存度が高まってきた。

②奈良市

市議会でコンセッション方式による民営化を否決した奈良市。しかし、奈良県は県域広域化を計画し、当初、奈良市長は「住民にメリットがなければ協議会に参加しない」姿勢をとったが、その後、態度は一転し、一体化をまとめる推進役になった。

奈良市はもともと県水道への依存度が低い（全体供給量の約1割）が、奈良市の基幹浄水場も廃止または譲渡し、奈良県に統合・広域化を行い、料金も値上げされることになった。何のメリットがあるのか？十分な説明もないまま計画は進行している。

③三重県・伊賀市

三重県伊賀広域化計画は、右肩上がりの水需要計画をもとに進められ、水源を木津川上流域の川上ダムに求めた。その後、川上ダムの利水計画から他の水道事業者も三重県も撤退し、川上ダムと新浄水場の負債を伊賀市1市に押し付けた。このままでは、伊賀市の水道は到底立ちゆかなくなるだろう。

④千葉県・袖ヶ浦市

君津地域の広域計画は突然前倒しに十分な説明もないまま進められていった。君津地域は元来地下水に恵まれた地域だが、休止されている地下水源とダム水源との経済的効果試算もされないまま統合された。

⑤静岡県・浜松市

コンセッション方式による水道事業民営化を狙った浜松市のたぐらみは、全国的なネットワークによって阻止された。

しかし、公営による水道事業の維持・発展には、持続可能な経営と水道事業を支える人材の確保と財政の見通しが重要な課題である。

【分科会『地域の公共交通を考える』】

(1) 「移動しない」状況から地域公共交通を問い合わせ直す

西村茂（金沢大学）

□はじめに

コロナ禍によるテレワークという社会現象は、「移動しない」という選択肢を与え、地域公共交通のあり方を問題提起している。

第1章 公共交通への打撃・自家用車利用の増加・コロナ禍と移動手段

コロナ禍で公共交通の乗客が減少している。また、公共交通の収入も減少している。反対に、自家用車の利用が増加している。

コロナ禍での対応として、「買い物へ行く回数を減らす」ことが呼びかけられ、買い物困難者が増回、顕在化した。そして、移動販売が、政府・自治体の対策の枠外で、貴重なコロナ対策として

機能した。

第3章「移動しない」権利；テレワークと通勤

過密で長時間の通勤は、テレワークの導入で避けられることを多くの人が感じられるようになり、「密」な大都市から「疎」の地域への移住は可能だと自覚されるようになった。

しかし、テレワークは、都市部では進んだが、自家用車が主な交通手段である地方ではあまり進んでいない。また、テレワーク可能な職種は、医療、福祉、小売業、運輸業など対人サービスの分野では実施困難であり、限定的である。

第4章 「脱東京」の動向は？

コロナ禍は「脱東京」のような長期的傾向につながるのか。今の動向を分析すると、「転出超過」にまでは至らず、「転入超過」の縮小であり、全体としては「一極集中」には大きな変化はあらわれていない。

第5章 国交省の危機対応

国交省の「Go To トラベル事業」は、日常生活の足となる移動手段（地域公共交通）を支援対象から外してしまった。そもそも国は地域公共交通から徐々に手を引いてきて、この分野の維持・確保は地方自治体の責任になっている。

国交省は、コロナ対策として、地域公共交通に対して「補助要件の緩和」（実績輸送人員が15人を下回っても、補助対象外とはしない）を通知したが、乗客減少で深刻な危機にある地域公共交通に対する補助金の大幅増加とは全く異なる「救済策」である。

■おわりに

コロナ禍での「健康危機」の中で、健康、運動、食事への意識が変化するなどポジティブな変化はいくつもある。

他方で、地域公共交通は乗客減、収入減で危機にある。しかし、住民の外出や移動を促す自治体の政策は、ますます重要になっている。

そのためには、公共交通を担当する自治体職員や、地域で実践している担い手の話を聞くことや、関連情報の公開と共有も必要だ。自分の地域のコミュバスの事業費（運賃収入や補助金）、隣接自治体との違いなど検討材料を集めるところから始めよう。

(2)宇都宮市の進める新交通システム・LRT事業について 福田久美子（宇都宮市会議員）

宇都宮市では、1990年代から公共交通ネットワークを検討するなかで、新交通システムについて調査が行われてきた。2009年に策定された「宇都宮都市交通戦略」において宇都宮駅を中心とした、総合的な公共交通ネットワークの基軸となる東西基幹公共交通の導入が検討され、2013年「東西基幹交通の実現

に向けた基本方針」として LRT 導入の方針が示された。その問題点は、

- ① いまだに市民合意が得られていない。
- ② 最小の予算で最大の効果を得る事業とはいえない。工事がここまで進んだ今年になって、概算事業費が 1.5 倍となることが明らかになった。
- ③ 大型公共事業最優先で、市民の声に耳を傾けない強権的な市政。

★宇都宮市の LRT 事業に深く食い込んでいる日本交通協会。

宇都宮市の LRT 建設を全国に広げる試金石・突破口として臨んできている。彼らの仕事の命題は、国交省の先兵として宇都宮市の LRT 建設先にありきの強引な推進。市民合意やまちづくりとの関連は 2 の次、3 の次で、LRT 万能論を振りまき導入を誘導し、大企業・ゼネコン等の利益に奉仕すること。

(3) 東松山市とデマンドタクシーの現状と課題

蓮見 節（東松山市議会議員）

自動車に依存した生活スタイルから取り残された市内西部と北部の高齢者を中心とした交通弱者のために、H10 年、市内循環バスの運行が始まったが、公共交通空白地域や不便地域への対応は、利用者低迷、不採算事業となっている市内循環バスでは対応できない状況があった。そこで、市内循環バスの代替手段として、デマンド型の交通手段を地域公共交通会議で導入検討、その後の実証運行を経て、H26（2015）年 12 月から本格運行。

《事業内容》 運行ルートを定めず、タクシー運賃補助方式とする。（それは、「利用が増えない」「予約に対する抵抗」「予約の多寡により到着時間や所要時間の変動」など、乗り合い方式のデマンド交通先進自治体の課題や意見踏まえた結果である）

《利用方法》

- ・事前登録制（中学生以下は登録できない）
- ・月～土曜日の朝 8 時 30 分～午後 5 時。予約は 3 日前から可能
- ・乗降ポイントをいくつか決める。
- ・利用料金：500 円、800 円、1000 円、1500 円。

（但し、数人で乗り合わせれば、1 人当たりの負担は軽減する）

《利用状況》 H27；21,615 人。H28 年；91,238 人。H29 年；107,948 人。H30 年；122,516 人。R1 年；118,635 人。R2 年；78,788 人。

【主な成果】

- ① 公共交通空白区域が解消し、利便性が向上した。
- ② デマンドタクシーが新たな公共交通として認識された。

	<p>③ デマンドタクシー利用による高齢者等の交通事故防止、健康増進に一定の効果があった。</p> <p>【主な課題】</p> <p>① 公共交通空白区域間の利用とは限らない。比較的便利な市街地に住んでいる市民の利用が多い。</p> <p>② タクシー運賃補助方式なので利用増加に伴い、補助額=公費負担が増える。</p> <p>H27;14,602,450 円。H29 ; 74,917,920 円。R01 ; 84,733,440 円</p>
4. 所 感 (個人的な感想。 本町への応用等)	<p>【二つの講演】</p> <p>いま、菅政権の進めるデジタル行政は、地方自治への介入、民間企業との癒着、国民の基本的人権への侵害など重大な問題があり、マイナンバーやスーパーシティなど身近なところに現われている問題に目を向け、住民自治の観点から対抗していく必要性がある。大きな視野からものを見ることが大切であると思う。</p> <p>【水道事業分科会】</p> <p>国の水道事業の改悪の戦略は、『広域化』と『民営化』とをセットで進めるものである。そのためには、まず、『広域化』で市民や議会の手の届かない状態を生み出し、本格的な『民営化』を進める計画である。また、『民営化』も、当初は、部分的な『民間委託』に着手し、そのうちに、公務員職員の人数を減らし、水道事務所から多くの公的なノウハウを奪い、民営化に道を開くという巧妙な手口を使っていることに注目したい。</p> <p>このような『広域化』と『民営化』を阻止するためには、第1に、地域の自然的・歴史的な水源の豊かさを科学的に実証し、広域化によらない水源論を確立すること。特に、本町を含む京都南部には「琵琶湖大の水がめ」といわれる豊かな地下水源があることを実証したい。</p> <p>第2に、水道料金値上げに反対し、良質な水道を守りたいという住民と、公共水道を守りたいという職員との協力共同を作り上げること。</p> <p>第3に、ダム水源など、多額な設備投資に必要な資金は、憲法25条の生存権保障の立場から国が保障すべきである、という点を強く押し出すこと。</p> <p>【地域公共交通分科会】</p> <p>コロナ禍によるテレワークは公共交通の利用数の減少につながったが、国の公共交通支援策である「G o T o トラベル」は、一部事業者の支援にとどまり、交通弱者の外出や移動を促す地域公共交通に対する支援とはなっていない。</p>

そういう中で、国は大手交通事業者の利益に奉仕するために、その先取りとして、宇都宮市で新交通システム・LRT事業を進めている。事業費が1,5倍に膨れ上がるなど、市民合意なしで進められているやり方は、北陸新幹線など、無謀な形で進められている私たちの学研都市においても、注目すべき問題事例である。

東松山市のデマンドタクシーについては、交通弱者の救済という点で成果を得ているという面とともに、市民の利用料金の重さと、自治体の補助金の大きさと、両面で大きな課題を抱えていると思った次第。本町においては、デマンドタクシー一本槍ということではなく、地域の実態に合わせたくるりんバスとの二本立て運行を模索する必要がある。

研修報告書

令和3年7月23日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第63回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容 を記載)	<p>「コロナから何を学ぶか」</p> <p>哲学者 内山 節 氏</p> <p>コロナそのものより、コロナ発生の社会が気になる。</p> <p>ドイツファシズムの形成も、上からの先導と下からの呼応があり、それらに「正義」を与えたのが、専門家たちだった。背景には、不安な個人の社会があった。それが、好戦社会や「ドイツ人優秀思想」を生み出した。</p> <p>コロナ禍での私たちの課題は、感染防止や経済ではなく、「共に生きる社会の維持」である。さまざまな関係性の維持が大切にすべきこと。</p> <p>関係性の維持は、コロナ禍で集合・密集しての実現は避けなければならないので、相互に支えあう新しい方法を見出す必要がある。それは、国による一律ではなく、地域によって異なるものだ。</p> <p>つまり、これからは、国によるまちづくりではなく「地域が中心になれるシクミ」を探しながら、地域行政・市町村と地域住民の連携を作り出す必要がある。</p>
4. 所感 (個人的な感想・ 本町への応用等)	コロナが、国政の弱点や中央政府に頼る地方自治の脆弱さを露呈させた。今こそ、憲法にある地方自治の理念を再認識し、地域から住民同士や地域企業との関係性などを再構築し、政府からの指示待ちにならない自律的な地方自治の確立が求められていると感じた。

研修報告書

令和3年7月23日

日本共産党会派代表者

松田 孝枝 様

(研修参加者)

佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第63回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
	<p>「コロナ禍2年目 地方自治をめぐる情勢と対抗軸」 京都橘大学教授 岡田知弘 氏</p> <p>コロナ対応での失政が続いている。それは、国民の命だけではなく、地域社会の持続性を奪っている。 PCR検査の遅れ、GOTOキャンペーン、ワクチン接種の遅れなどが、感染者を増大させ、地方自治体を混乱させている。そこに、コロナ禍で病院の総配合を進めるなど惨事便乗型の政治が横行している。</p> <p>また、この間の「公共」の後退と変質が、事態を悪くしている。保健所・公立病院の統廃合、市町村合併、公務員削減などである。</p> <p>デジタル庁の発足による、自治体情報システムの標準化で、自治体独自のカスタマイズが困難になる。</p> <p>公務・公共サービスは、AI・情報技術やシェアビジネスで代替できるものではない。また、日本は、人口1000人あたりの公務員数（国・地方計）が先進国中最下位の36.7人でしかない。ちなみに、ドイツ59.7人、アメリカ64.1人、イギリス69.2人、フランス89.5人。</p> <p>個人情報の流出も、2019年度だけで217件に及び、その流出元は、国の官庁・地方自治体・請負会社である。</p> <p>そんな時代に、足元の地域に視点を置き、内部循環経済を作ることが求められている。地域の宝物・地金を発見することである。京都三条商店街で取り組まれている地域循環経済に学ぶことが必要だ。「連帶経済」をつくるための自治体・公務労働者が果た</p>
3. 研修内容 (ヒヤリング内容 を記載)	

	<p>す役割は大きい。</p> <p>足元から人間性を回復し、命を重視する地域づくり・国づくりが、災害＆グローバル時代だからこそ求められている。そのためには、住民と科学者・専門家の協力による、調査・研究活動が不可欠である。</p> <p>100年ほど前のスペイン風邪が流行した時も、不斷に声を上げ続けたことで社会が変化した。コメ騒動・婦人参政権獲得運動などである。</p>
4. 所感 (個人的な感想・本町への応用等)	<p>国による一律的な政治手法では、個々の地域が活性化せず、経済対策をはじめ有意な結果が見出せないことが、コロナ禍でますます明確となっている。</p> <p>ならば、地域ごとに、それぞれの自然的要因・人的要因・経済要因などを組み合わせたシクミを自律的に考えて推進していくことが求められている。</p> <p>そのためには、人として生きていける「人間性」を回復できる地域づくりであり、クレームに留まらずそれが考えていることを不断に出し合い、多数の住民が求める社会を構築していく必要がある。ますます、首長や地方議会の役割が大きくなる。</p> <p>片山善博元鳥取県知事は、自治体職員へのメッセージとして次のような発言をしている。「国も自治体も上の人が長いものに巻かれる人が多いから。けれども、常に地域にとって、住民にとって何が大事かを考えるようにしてください。まず、現場から言わなければ物事は進みません。1つは住民のみなさんのためにこの政策はどうかという点検を常にする。もう1つは政府や県がいろいろ言ってきた時に、それが法令にちゃんと適合したものかチェックする。最近、法律を無視したような政策がとても多いです。それが、現場に近いところにいる職員のみなさんの重大な使命だと思います。」という内容だ。地方議会にも、同様の使命が課せられており、主体的な点検・提案活動がますます求められている。</p>

研修報告書

令和3年7月24日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)

佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第63回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
	「コロナ禍で考える持続可能な循環型経済と地域づくり」 駒澤大学 吉田敬一 氏
3. 研修内容 (ヒヤリング内容 を記載)	<p>コロナ危機は、複合的不況であり、長期的な対応が求められる。</p> <p>ローカル循環型経済の基本として、</p> <p>①地域社会を支える経済的機能⇒生活必需品の供給と雇用の維持</p> <p>②地域福祉・教育機能⇒人間を大切にする少子高齢化に必須</p> <p>③環境保全・地域生活文化機能⇒地域内経済循環が決定的要因</p> <p>産業振興のスタンスとしては、</p> <p>①リーディング企業群⇒主力産業の中核的企業群</p> <p>②ベーシック企業群⇒主力産業のサボーティング企業群</p> <p>③シンボル企業群⇒歴史・特性を代弁する老舗など</p> <p>④フロンティア企業群⇒地域特性を生かした新分野開拓企業</p> <p>また、地域経済振興に特効薬はない。基本は、地域「深耕」であり、それには、実地調査は欠かせない。これらの点をまず踏まえることが肝心である。</p> <p>中小企業振興条例は、46都道府県で制定済みである。また、多くの市町村も制定している。</p> <p>東京・墨田区では、当事者参加のもと、「工房ネットワーク都市」づくりを掲げ、具体的なプロジェクトを動かしている。</p> <p>岩手県・住田町では、地域資源を生かした農業振興によるブランド発信などの取り組みが展開されている。</p>

持続可能な地域経済づくりの基本課題は、

①地域内で仕事とお金が循環する仕組みの再構築。キーワードは、「地産地消・地産地商」つまり、地域で作り出されたものを地域で消費するだけではなく、地域でつくられたものは地域の商業で商うこと。

②地域振興は、「地域深耕」という発想。地域の可能性を掘り起こすこと。

③キーマンづくり。熱い思いを持った人の登用、異人種交流能力のある人の発掘。

④地域産業振興ビジョンの作成。まちづくりと一体化。連動したビジョンの作成。

⑤地域内での商取引機能の確立。

⑥資金が地域の中小企業にタイムリーにまわる仕組みづくり。アメリカにある、「地域再投資法」のイメージ。地銀や信金・信組・農協の活性化が求められる。

レポート1・帯広市

帯広市の中小企業振興条例の存在が、コロナ禍でも、地域経済を維持した例。また、地域循環経済が、少子化の中人口対策にもなっていることなどが報告された。

そのためには、地域の土台、つまり、若者が結婚して子育てできる環境を作ることもある。市としては、振興ビジョンと総合計画の整合性確保することも眼目にある。

レポート2・長野県大町市

水資源など、地域資源を生かした仕事起こし、ミニ水力発電、バイオ軽油・菜の花オイルの普及、天然冷蔵庫である風穴の復元利用と生態系の保全などを展開している。いわば、「すき間」をフル活用したエコな経済振興である。

4. 所感 (個人的な感想・本町への応用等)

地元既存産業か外来企業誘致かという二者択一ではなく、それぞれの役割を生かした総合的な地域経済の構築が求められている。その際には、理念や目的・シクミを備えた中小企業振興条例の制定は不可欠であり、本町でも早期制定が必要だ。

また、地域にある資源を生かして、さまざまな取り組みの可能性がある。「地域深耕」「地産地商」の発想は、経済活性化の観点でも欠かせない。

研修報告書

令和3年7月24日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)

佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第63回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容 を記載)	<p>「新型コロナで考える地域医療と公立。公的病院のゆくえ」 作新学院大学 太田正 氏</p> <p>コロナ第4波の際に、大阪で医療崩壊が発生した。大阪では、3月から5月に、1198人死亡している（うち19人は、治療受けられず死亡）。6月26日現在の死者の累計は2647人で、全国最多となっている。救急車が搬送先を確保できず、51時間待機したケースもあった。病床不足・スタッフ不足が主要因である。特に、3月・4月期において統計取ったら、60代～80代の重症者率が減少している。つまり、重症だが入院できずに死亡したケースが増加したことになる。公表されていないが、50歳代以下を優先的に入院させた、いわゆる「命の選別」が行われたと推測できる。</p> <p>平常時でも、ギリギリの体制で医療ケアしているので、緊急時にはすぐに対応できなくなることは、事前に想定できたこと。</p> <p>この間の人口当たりの死亡数・死亡率を整理すると、双方とも高いのが、大阪府・兵庫県・北海道で、次いで東京都・沖縄県が突出している。つまり、日本においてこの地域がエピセンター（主な感染源）と推定できる。</p> <p>日本の病床数は、1000人あたり13.1と世界トップだが、医師数は2.4人と先進国では下位に位置している。</p>

	<p>世界的には、病院つまり入院できる施設がある医療機関の大半が、公立又は公的病院だが、日本では20%程度にとどまっている。80%は民間病院ということになる。この構造がコロナ禍における迅速な対応ができなかった要因である。</p> <p>なのに、政府は、公的病院の廃止・減少の政策をとり続けている。</p> <p>保健所も、社会保障の一環である公衆衛生を支える存在だが、削減され続けてきた。</p> <p>PCR検査やワクチン接種も、世界的にみれば後進の位置にいる。</p> <p>公立病院の地方独立法人化も、病院運営を不安定なものとし、好ましくない。</p>
4. 所感 (個人的な感想・本町への応用等)	<p>欧米諸国にも民間医療機関は当然存在するが、主にクリニックとしてであり、病床や高度な検査・救急受入れなどは、公立病院又は公的病院が担っている。人々、救急医療は採算がとりにくいと言われており、独立採算制である民間病院に依拠することが間違いである。実際に、日本の多くの民間病院又は独立法人病院では、昨年来のコロナ禍で、外来患者減とコロナ対応のためのスタッフ増で、収支状況が悪化したため、昨年夏季のボーナス以降、減額されているところが多い。つまり、多くの犠牲的精神により、なんとか支えている状況である。</p> <p>本町でも、指定管理の病院があるが、公立病院としての役割を果たすためには(コロナ患者の受け入れという狭義ではなく)、しっかりとした仕組みの構築が求められている。</p>

研修報告書

令和3年8月1日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)

佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第63回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
	「全世代型社会保障と介護保険」 立教大学 芝田英昭 氏 医療保険は、「現物支給方式」であり、個々の患者の必要に即し医師・医療機関の適切な判断で医療行為が実施されるので。「必要即応の原則」が働いている。 それに対して、介護保険は「金銭給付方式」であり、区分ごとの上限額が設定されていて、利用者の需要を満たす仕組みではない。この金銭給付方式は、憲法89条の公金支出禁止条項をすり抜けるために講じられたもので、結果として株式会社など民間企業の大量参入を促進することとなった。 そのことで、供給を短時間で整備できたという側面もあったが、参入と「撤退」の自由もあり、利益が出ないエリアからは容易に撤退し、利用者が取り残されている。 また、この間利用制限や介護保険本体から除外するサービスが増えている。 健康は、本人の置かれている「社会的立場」「職業」「所得」「環境」などと密接にかかわっていて個人責任で解決できない問題である。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容 を記載)	

	<p>しかし、介護保険法には第4条のように、自己責任が基本原理と受け止められる条項が存在する。</p> <p>全世代型社会保障検討会議は、2020年6月に第2次中間報告を提案し、12月に最終報告を公開した。第2次中間報告の介護分野の内容は、今まで以上の少ない人員配置で、徹底してサービスの効率化をはかり、AIやテクノロジーでカバーするというもの。「生産性」という福祉・介護の分野では相いれない概念が議論されている。</p> <p>本来、福祉・介護分野における「専門性」は、単に知識・経験・資格を持っているだけでなく、「予見性」と「裁量権」を備えていることだと考える。「予見性」とは、コミュニケーションやケアを通して、近い将来対象者がどのように変化するのかを推測できる能力であり、「裁量権」とは、自らの判断で臨機応変に業務が遂行できる権利であり、どちらもケア労働には欠かせない。現実に、医師・看護師・教師などには与えられている。</p>
4. 所感 (個人的な感想・本町への応用等)	<p>全世代型社会保障というネーミングからは、すべての年代のための制度という聞こえになるが、現実は正反対なものである。つまり、税金が高齢者に多く使われている現状から平準化つまり高齢者への配分を減らすことを意味する。誰しも、現役世代の時代は、医療機関にかかることましてや介護サービスを受ける状態になる可能性は低く、定年後高齢期にその必要性が発生するので、子育て期や高齢期に社会保障財源が充当されることはある意味当然だ。そのことをことさら取り上げることによって、高齢層と現役世代が分断されることは避けなければならない。</p> <p>また、ケア労働に携わるスタッフは、経験的に今後のケアの変化、場合によっては予防的措置の推測ができるようになる。しかし、介護保険の原則では、区分に該当する状態にならないと、そのサービスが提供されないという仕組みとなっており、現場の判断をもっと尊重すべきである。</p>

研修報告書

令和3年7月17日

日本共産党会派代表者

松田 孝枝 様

(研修参加者)

松田 孝枝

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第63回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容 を記載)	<p>11 講座 デジタル化と地方自治のゆくえ 本多 滉夫（龍谷大学）</p> <p>1. 日本の地方自治の歩みと第32次地方制度調査会答申</p> <p>(1) 日本国憲法における地方自治の保障の意味 憲法第92条「地方自治の本旨」＝地方自治と団体自治の原則 国と並んで、地方自治体の「主権」を保障するもので憲法が保障する「基本的人権・平和主義」を実現するために、最も身近かな地方自治体の存在を保障するもの。</p> <p>(2) 二層制と市町村合併</p> <ul style="list-style-type: none">・広域的地方自治体（都道府県）と基礎自治体（市町村）の二層制が前提。・基礎的自治体の広域化の流れ＝合併と広域化の政策の繰り返し 昭和の大合併（1953年～1961年）→広域市町村圏、広域連合の動き（1969年～1991年）→平成の大合併（1999年～2010年）→広域連携 <p>(3) 2040構想と地方自治 人口減少と高齢化に対応する新たな自治体行政の考え方</p>

- ① スマート自治体への転換
 - ② 公共私による暮らしの維持
 - ③ 圏域マネジメントと二層制の柔軟化
 - ④ 東京圏のプラットホーム化
- 地方自治体の独自性よりも標準的な国家政策への追随。
Society5.0、公共サービスの「産業化」、市町村合併と広域化⇒基礎自治体の弱体化と2層制のスポンジ化⇒自治体職員の半減（「公共サービスを担うプラットフォーマー」の呼び寄せが仕事）・公共サービスはAIやロボット技術が担うことにICT産業の請負）。

(4) 第32次地方制度答申（2020年6月）

- ① 「地方行政のデジタル化
- ② 公共私の連携
- ③ 地方公共団体の広域化
- ④ 地方議会」

2. 地方行政のデジタル化と地方自治

(1) 地方自治のデジタル化とSociety5.0

なぜデジタル化が一番なのか

経済同友会 市川 晃（第32次地方制度調査会会長）

骨太方針2020で行政分野でのデジタル化の遅れを指摘。

デジタル化、Society5.0の実現こそ経済社会の構造改革のDX（デジタルトランスフォーメーション）である。

「地方自治体のデジタル化」は、途方自治体再編の一手法掲載社会の構造変革、社会の一分岐として必要。

(2) Society4.0とSociety5.0の違いは何か

Society4.0はネットワークでつながった情報社旗。情報を発信するのは「人」。

Society5.0はICTを最大限各用しサイバー空間とフィジカル空間を高度に融合。

「物的」から「非物質」へ。格差拡大、モノづくり衰退

(3) 地方行政のデジタル化と地方自治制度再編の関係

自治体間、公共私の水平的展開と国と地方自治体の垂直区的展開が進む。

2021年、デジタル改革関連法成立。

(4) デジタル改革関連法と地方自治体

デジタル社会とは=Society5.0

- ・地方自治体相互で情報システムの標準化、共同化・集約化
- ・自治体の個人情報保護の緩和

(5) デジタル社会における地方自治体⇒地方自治体のあり方を大きく変える

- ・標準化対象事務のオンライン化。自治体独自の業務フォロ

	<p>一は例外的になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間でパッケージ化されたシステムを使う。 ・AI処理による行政手続きのオンライン化が進むと、窓口業務の縮小化、住民との接点の希薄化。 ・自治体間の広域連携が進み、自治体の存在が空洞化。 ・個人情報保護の問題。 ・一元化はシェアリング・エコノミーへの丸投げへの危惧。 <p>(6) 地方自治デジタル・プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化により、サービス利用は便利になるが、出される情報を選択するだけのこと。住民意思や意見が反映できる窓口事務の高機能化が求められる。 ・住民の「自己情報コントロール権」を保障する仕組みづくり
4. 所感 (個人的な感想・本町への応用等)	<p>本年、デジタル関連法案が成立し「デジタル庁」が新設された。デジタル化が地方自治体にとって何を意味するのかを知るために本講座に参加した。</p> <p>時代の趨勢で避けられないデジタル化があることは承知しているが、全住民が対応し利用できるデジタル化は困難であるし、住民自治から取り残される住民への対応策はどの時代であっても必要である。また、パッケージされた情報伝達だけが、地方自治体の本来的な仕事ではない。</p> <p>憲法で規定された「住民自治」の基本理念を生かし続けることができるデジタル化の方策を模索すべきである。</p>

研修報告書

令和4年2月3日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	新型コロナ禍のもとでの社会保障を学び考える全国地方議員ZOOMセミナー
2. 研修の目的	コロナ禍のもと、住民の命とくらしを守るための社会保障関連の諸課題を学び、今後の議会活動に生かす。
	6. コロナ禍のもとでの国民健康保険運営と2022年度の保険料等の動向について 神奈川県自治労連 神田敏史 氏
3. 研修内容 (ヒヤリング内容 を記載)	収入減少による国民健康保険税の減免制度、傷病手当金の支給、国民健康保財政に対する影響、コロナ禍での財政支援の要望内容の説明。 差し押さえ禁止財産をめぐり、いくつかの厚労省通達が出されているが、守らない自治体もある。滞納処分の停止・換価の猶予・コロナ禍での支援策などが紹介された。 府県における保険料の統一に向けて、一般会計からの繰り入れを禁止する動きが多い。
4. 所感 (個人的な感想・ 本町への応用等)	2022年度の実務的な動きを学べた。法的には可能な支援策もあり、研究・活用が求められている。